

平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、働く貧困層・イコール・ワーキングプアの解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をしており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を2年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、平成28年度の北海道最低賃金の改正に当たり、下記の事項について措置を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 雇用戦略対話合意に基づき、早期に800円を確保し、平成32年までに全国平均1,000円に到達することができるよう、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額882円）を下回らないよう、適切な水準を確保すること。
- 3 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長